

学 則 等

ア 設置目的

第2条 本校専攻科は、教育基本法および学校教育法の精神に則り、高等学校を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、高等職業教育を施し、高度な専門性を身に付け、社会に貢献できる人材を育成することを目標とする。

イ 名称

第1条 本校専攻科は、秋田県立湯沢翔北高等学校専攻科と称する。

ウ 位置

第3条 2 本校専攻科は、秋田県湯沢市湯ノ原二丁目1番1号に置く。

エ 修業年限

第3条 本校専攻科に介護福祉科及び生産技術科を置き、修業年限は2年とする。

オ 生徒定数、学級数

第11条 入学定員は、次のとおりとする。

介護福祉科 20名

カ 養成課程及び履修方法

※教育課程表参照

※「単位の修得、進級・修了の認定に関する規程及び成績評価規程」より

第1章 科目等の履修

(履修の認定)

第1条 各科目の履修の認定は、次の各項に基づいて行う。

- (1) 介護福祉科においては、基礎科目については出席時数が、授業時数の3分の2以上である場合に、専門科目については出席時数が「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号(別表第5)に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習については5分の4)以上である場合に、当該科目の履修を認定する。

第2章 単位の認定

(単位の認定)

第2条 各科目の履修が認定され、かつ学習評価がC以上の場合、その科目の単位の修得を認定する。

第3章 進級の認定

(進級の認定)

第4条 学校が定める教育課程にしたがって、当該学年のすべての科目の単位を修得した場合、進級を認定する。

キ 学年、学期及び授業を行わない日

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日 から 9月30日まで

後 期 10月1日 から 3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学校創立記念日 10月1日
- (4) 春季休業日 4月1日から4月4日まで及び3月22日から3月31日まで 14日間
- (5) 夏季休業日 7月22日から8月20日まで 30日間
- (6) 冬季休業日 12月11日から1月13日まで 23日間
- (7) 前各号に定めるもののほか、校長が特に必要と認める日

2 校長は、教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。

ク 入学時期

※「秋田県高等学校学則」より

第7条 生徒の入学の時期は、学年の始めから30日以内（学校教育法施行規則第104条第3項の規定により入学を許可された者にあつては、校長が定める日）とする。

2 生徒募集に関する期日、人員その他生徒の募集に関し必要な事項は、教育委員会が定め、毎年あらかじめこれを公告する。

ケ 入学資格

第12条 専攻科に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると校長が認めた者とする。

コ 入学者の選考

※「秋田県高等学校学則第8条」に基づく

校長は、入学を志願する者に対し、選抜の上、入学を許可する。

- 2 前項に規定する選抜は、高等学校等から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための筆記検査の成績等を資料として行う。
- 3 筆記検査等は、教育委員会が行い、その実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

サ 入学手続

※「秋田県高等学校学則」より

第11条 入学を許可された者は、30日以内に、保護者（未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）が連署した誓約書及び住民票を校長に提出しなければならない。

2 前項の保護者は、校長が特に必要と認めたときは、保証人を立てなければならない。この場合においては、前項の誓約書には当該保証人が連署しなければならない。

シ 退学、休学、復学、修了

(休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない事由により、2月以上にわたり出席することができない場合は、あらかじめその期間を定めて、保護者連署の上、休学許可願を校長に提出しなければならない。

い。ただし、病気により休学する場合は、医師の診断書を添えるものとする。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認める場合は、休学期間を2年に至るまで延長することができる。

(復学)

第17条 休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者連署の上、復学許可願を提出しなければならない。ただし、病気により休学した生徒が復学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(退学)

第18条 生徒が退学しようとするときは、その事由を付し、保護者連署の上、校長に退学許可願を提出しなければならない。ただし、病気により退学しようとするときは、医師の診断書を添えるものとする。

(修了の認定)

※「単位の修得、進級・修了の認定に関する規程及び成績評価規程」より

第5条 校長は、専攻科の全課程の単位を修得したと認める者には、修了を認定する。

2 前項の規定により修了を認定した者には、修了証書を授与する。

ス 成績考査

※「単位の修得、進級・修了の認定に関する規程及び成績評価規程」より

(定期考査の実施)

第7条 定期考査は、各学期に1回、年間2回実施する。

第5章 学習評価

(評点と評価)

第9条 定期考査ごとに評点で学習成績の評価を行う。

2 各定期考査の評点は、100点法で評価する。

3 100点法による評点を4段階評価に換算する場合は、次の基準によるものとし、C以上を合格とする。ただし、追認考査合格の場合はCの評価とする。

4段階評定	A	B	C	D
評点	80点以上	70点以上	60点以上	59点以下

セ 入学検定料、入学料、授業料及び実習費

(授業料等)

第22条 授業料、入学金および入学検定料は「秋田県立高等学校授業料等徴収条例」(昭和24年秋田県条例第8号)の定めるところにより徴収する。

ソ 教職員の組織

第4条 本校専攻科に、校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

2 校長は校務を総括し、所属職員を監督する。

3 教頭は校長を補佐し、校務を整理する。

4 教職員の校務分掌は校長が別に定める。

タ 賞罰

(表彰)

第19条 校長は学業、人物に優れ、他の模範となるような生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第20条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

- 2 校長が行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 訓告は、過去の言動を戒め、将来を諭すものとする。
- 4 停学は、出席を停止するものとし、その期間は、1月以内または無期とする。
- 5 第1項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(物品の弁償)

第21条 生徒が学校の物品を損傷し、または紛失したときは、その情状により、これを弁償させることがある。